

## 特定家畜伝染病に係る防疫措置の協力に関する協定書（案）

高知県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、高知県内において行われる家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）に基づく措置の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、第2条記載の特定家畜伝染病（以下「特定家畜伝染病」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、乙の協力により、甲が特定家畜伝染病の防疫措置を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

（特定家畜伝染病の定義）

第2条 本協定における「特定家畜伝染病」とは、法第3条の2第1項に規定される特定家畜伝染病のうち、次の各号に定めるものをいう。

- （1）口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病性鳥インフルエンザ
- （2）前号に掲げるもののほか、甲乙協議の上、別途書面で合意したもの

（協力要請）

第3条 甲は、特定家畜伝染病が発生し、防疫措置を行う必要が生じた場合は、乙に対し、協力を要請することができる。

- 2 乙は、甲から前項の要請があったときは、可能な限りにおいて、甲に対し協力するものとする。
- 3 甲の協力要請は、書面により次の事項を明らかにして行うものとする。但し、やむを得ない事情により書面をもって要請を行うことができないときは、電話等により口頭で要請し、その後、直ちに、乙に対し、書面を交付するものとする。

- （1）特定家畜伝染病の発生状況及び協力内容
- （2）必要とする日時、場所、及び期間
- （3）必要とする機材及び人員
- （4）その他必要な事項

（協力の範囲）

第4条 本協定に基づき甲が乙に要請する協力業務（以下「本業務」という。）は次の各号のとおりとし、業務の詳細については、業務開始前に甲乙協議の上、別途締結する委託契約書（以下「個別契約書」という。）にて定める。但し、やむを得ない事情により業務開始前に締結できないときは、電話等により口頭で要請し、その後、直ちに、乙に対し、書面を交付するものとする。

- （1）特定家畜伝染病が発生した農場等における防疫措置作業
- （2）現場事務所及び中継基地等の拠点の運営等、防疫措置作業に係る後方支援業務
- （3）その他、本協定の趣旨に鑑みて甲が緊急に必要とする業務のうち、乙による対応が可能である業務

（協力体制の整備）

第5条 乙は、本業務の全部又は一部を、第三者に委託することができる。

2 乙は、甲に対し速やかに協力するため、平常時から次の各号に掲げる項目について整備し把握するよう努めなければならない。

- （1）社内の支援体制
- （2）業務協力が可能な技術者等の把握

3 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を、書面により相手方に報告するものとする。なお、連絡責任者に変更がある場合には、書面により相手方に報告する。

（業務の実施）

第6条 乙は、甲から第3条の要請を受けたときは、本業務の遂行に適した事業者（乙自身を含む。以下「業務実施者」という。）を、甲に報告するものとする。

- 2 業務実施者は、本協定及び個別契約書並びに甲が定める業務マニュアル等の記載に従い、本業務を実施するものとする。
- 3 本業務の実施に必要な人員は、乙が確保するものとする。
- 4 本業務の実施に必要な資材、機材等は、甲が乙に貸与するものとする。なお、詳細については別途協議のうえ、個別契約書にて定めるものとする。

（業務の報告）

第7条 乙は、本業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容を書面により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 乙が本業務の実施に要した経費は甲が負担するものとし、詳細については別途協議のうえ、これを定めるものとする。

（業務の停止及び中止）

第9条 乙は、天災地変等の不可抗力その他の乙の責めに帰することができない事由によって、本業務の遂行が不可能又は著しく困難となったときは、その状況が止むまでの間、本業務の全部又は一部の遂行を停止することができるものとする。なお、当該業務の再開時期等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（情報の交換）

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく調整が円滑に行われるよう、随時、次の情報を交換するものとする。

- （1）特定家畜伝染病に係る情報、業務の内容等
- （2）緊急時における相互の連絡責任者、担当者等
- （3）その他必要な事項

(個人情報保護)

第 11 条 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等に従い、本協定に関して相手方から開示され、又は知った個人情報（以下「本件個人情報」という。）の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

2 甲及び乙は、本件個人情報を、本協定を遂行する目的以外で使用、複製してはならない。

(反社会的勢力の排除)

第 12 条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
- (2) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずるものをいう。）が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本協定を締結するものではないこと
- (4) 自ら又は第三者を利用して、本協定に関して次の行為をしないこと
  - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(協定書の有効期間)

第 13 条 本協定は締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

(協議)

第 14 条 本協定の実施に関し必要な事項又は本協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 高知県高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号  
高知県  
(代表者) 高知県知事 濱田 省司

乙

(代表者)